一 百人一首五箇大事トニハ諸家説々多

一ニハ人麿ノ歌 二ニハ喜撰 三ニハ仲麿 四ニハ忠峯

五ニハ定家

亦一流ニハ 家持 忠峯 経信 法性寺 鎌倉右大臣

一説 天智天皇 人麿 蟬丸 定家 順徳院

一 口傳歌四首

師傳

まろたち口傳ス

秋はぎ の はなの盛りに あるときは
ちりぬるかぜ の なかれこそ
あるべき
春の日の のどけき
ときは
天の原 ふりさけみれば
かすがなる
三笠の山に
出しつきの
かたぶくまで
月をこそ
見れ
ながめ
わたれば
天の原
ふりさけみれば
春日なる
三笠の山に
出しつきの
かたぶくまで
月をこそ
見れ

小倉秘抄七首秘奇

一 [illegible] 安部仲麻呂

一 [illegible] 切紙 文屋康秀

一 [illegible] 壬生忠峯

一 [illegible] 実方朝臣

一 [illegible] 僧都

一 [illegible] 源宰相

一 [illegible] 僧正

一 [illegible] 定家朝臣

一 [illegible] 僧正

一 [illegible] 中納言家持

一 [illegible] 中納言朝忠

一 [illegible] 参議朝光

一 [illegible] 中納言定家朝臣

一 [illegible] 中納言定頼

一 和田はるかにこぎいでぬと人にはつげよ海人の釣舟 法性寺入道

百人一首秘抄

一 此百人一首定家卿撰ばれし事

小倉山麓陳子の色紙形の和歌

新古今撰者院卿の気に入らざる事なり

一 新古今撰集の事 信後白河院の院宣建仁元年十二月被仰出 経年序四年而元久二年也 建仁二年七月十日二年ヲ始ハ撰者寂蓮ヲ加テ六人ナレ共撰集半ニ寂蓮死去ス 後五人ニ定ル 通具 有家 定家 家隆 雅経也

一 定家卿ヲ養子ニ為ル事 父俊成元久元年十一月晦日薨 新古今撰集節年ノ入道九十一歳 仍被撰集定家卿ノ四男任カ故卿此事ニ不叶ニ為ル抽ハ新古今ハ

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

天智天皇　諱明天皇　天智　持統　天武

元明　智ノ字法也又ハ天地ニ似テ悪ニヨリテ人日本紀ノ名目也惣メハ子字ノ下ハ法ル習ヒ也皇ワウト同元マウニ可読諱明天皇ノ御子御母ハ皇極　斉明ノ御妻　天皇ニ御母后ヨリ天下諒闇初ノ例ニ在位十年遷都近江国志賀郡故ニ号大津宮近江帝亦蒲城天皇名大化十年壬戌十二月三日崩五十八歳

後撰
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一けいかの事

[illegible]

一けいかの事

[illegible]

一けいかの事

[illegible]

[illegible]

一けいかの事

[illegible]

[illegible]

天智第二ノ皇女天武ノ后也孰大和國高市郡藤原宮大室ニ在寛 十二月十日在位十年五十歳女体ニシテ位ニソナハリ玉フ天徳ノ三ニシテスナハチ可思之

新古今 春ゆく夏来ぬ[illegible]

春ゆくと夏来ぬらしあまの住む[illegible]

天武ノ第[illegible]ノ后ノ歌也[illegible]

[illegible]

たりと云へる説は奇にたえたる説なり和歌にはかくいとゝ大かた

一説特説ハ天武ノ后ノ天一国ノ言ヒ人格ニ宮ヲ拝シ給ヒ時ニ大一ノ神ヨリ明ラカニ

御ト大友皇子トノ争ヒ

ミテ天武二度天下ヲシロシメシ事幷に能てこゝろみたるこゝろ書やうこゝ変来

シメシタリシヲモヒアワセテ

ナリ奇ノカスヒ三山ノカ

クレタルヲ吉野ニ天武

イタヒヲトタヘ笠山ノ

シマリ雲ノ明ルヲ天

トヲシシメストタヘ

テアリハシルヒ

リトモ

武伝説 神武天皇は神宮に参入給ひ天女あり十四月

一日より八日まで白丸を奉り

是故彼天女の天子の神勅を云天照大神の

神勅を云云 天照大神は

天の岩戸にこもり給ひ世界暗くなりぬ

天照大神あのゝしく出給ひ世界明かに成りぬ

是秘説人皇帝ましまさぬ以前

一天香久山の宮は人皇の日記の名月なり

二宮家にかなはれて

ゝ道人九五年人九四日人九 柿本人麿 此年人云云

柿本人麿 人九トヲ一八以前ヨリ有ナ物ニハ二ロトカケ

マルト讀カ習ナリ或云天智ノ御時人トヲ云或抄

云特説文武此二代人九出現シテ元明元正ヨリ聖

武ニ至テ五代ノ帝ニ仕ヘ九トヲ云或云朱雀元年

ニ出現ノ神色二年三月十八日ニ薨スト云云

敦光卿人九譜ニ云

拾遺集之影

八束姓柿本名人丸蓋上世之哥人也仕持統文武
之聖朝過新田高市之皇子云云

拾遺
足引の山鳥の尾のしだり尾の長々し夜を一人かも寝む
足引の山の秋風吹ぬれば宿借かねて鹿鳴くなり
足引の山の雫に妻まちて鳴くなる鹿の目ぞ寒しも
ものゝふの八十宇治川の網代木にいさよふ波の行へ知らずも
柿本人丸の歌あまたあれども此三首のみ拾遺に
撰ばれたり雄略天皇の御歌にもかくは
なかりけるとかや雄略天皇は雄々しくて
雄々しきことたぐひなかりけり
ものゝふの八十宇治川の網代木にいさよふ波の行へ知らずも
ものゝふの八十宇治川の網代木にいさよふ波の行へ知らずも
ものゝふの八十宇治川の網代木にいさよふ波の行へ知らずも
長尾氏にかくかきり

山部氏

一説に哥聖と哥仙とは人丸と赤人とを
二聖と称するなり
哥聖哥仙の称号は
人丸赤人の
哥仙の称号は
人丸赤人の
哥聖哥仙の称号は
人丸赤人の
哥聖哥仙の称号は
人丸赤人の
哥聖

抄ニ云ク人ハ出羽ノ国山辺ノ郡ノ人ヨリ住所ハ今ノ山キハニ柳ノ立タル木陰ニ清水ノ少シヨドミタル人ノ云リト云ヘ

新古

田子の浦にうち出でてみれば白妙の富士の高嶺に雪は降りつつ

万

田子の浦ゆ出でて見れば白妙の富士の高嶺に雪は降りつつ

新古

ほのぼのと春の来ぬるか天の香具山霞たなびく

万

ほのぼのと春の来ぬるか天の香具山霞たなびく

いかなりけん万葉には短歌ばかりにて長歌なしとて新古今にのせられたる歌ばかりにて万葉にもなく家に短歌なくて万葉にのみ長歌ありしかるに家集にのせられたる歌ばかりにて入らるる人も多くは新古今に短歌ばかりにて入らるる人なりしかるに又新古今撰者は定家卿の縁の人なりしかるに世上にもかくのごとくなりたりといふ心なるべしと御昭筆の宮仕なる者なる者之

猪九左衛門

宮姓時代等不知ニ云或一説鴨長明方丈記ニ近江ノ田上ニ猪九左衛門ノ田跡有之ニ云或山王ノ神主

猪たいおう人一ことさいとうく長ハ去くたりうく人といふとく四條ハ別ニ会稽つ三十二歌ハ猪ノ時終左言て又人の歌をかきて自稿れたまとやりとうたとうく此歌ちく

一書曰猿丸大夫ハ光仁
天皇施基ノ皇子ナリ
世天武帝御子ト云誤
也丸因縁言為流人於
配所薨生年百五歳ト
云云光時寺ノ記ニ書
之傳受ニ丸大弁絶
家ノ子ナリ
或抄ノツレノ先達ノ
人而活王ニモナリシ人ニテハナシ猿人ト云ヒトリ雄信用
経ニカ有ケル日アラ無ク山ニ
又程ノ冊トイフレケ人首の秘ニ
ルトリ紅葉カフニ余ケ

トイフリ田上ニ田跡アレハ山王ニ比ヒ下ニ居ナレハナリ或傳
受曰猿丸大夫ハ丸大弁絶家ナル人師説云猿丸ト云ハ諸
王ノ御時ノ名人丸ハ人ノ名ニ何丸角ト云類ナリ
殊ニ諸王ナトニ有ル人今モ業丸若丸ナトニテ在大夫ハ
従五位ニナリ王ノ時有人其名ヲ其ニ後ニテ七
呼リト云是一説ナリ或系図ニ云用明天皇聖德太
子山背大兄王号猿丸大夫云ヘ亦曰弓削道鏡之
ト云云非ナリ云亦道鏡ヲ猿丸大夫ト云ハ秘之非其

二枝花落葉の観ニ
ウツクシキリシ紅葉ヲ初ケ
リタリ扨モ五帝ノ色ヲ
カナト感シメル所フニ
庵ノウチワヒテ鳴
ニヨリテ
有情非ニ
レル此ナレハ此時秋ハ
ケシキトナリ

大伴ノ宿禰安麻呂ガ孫大納言旅人ノ子也右大臣参議

中納言家持 春宮大夫大宰小弐ト任テ征夷将軍任

スル人トシテ延暦四年八月薨

新古今ノ歌

[illegible]

月を島帯南海天

[illegible]

[illegible]

[illegible]

准南子曰烏鵲[illegible]

成語是織女

今ノ翻訳ノ様ニ訳何ト成ル事ナリ

凡倍通曰織女七夕ヨリ[illegible]

高度同使鵲為橋ト云ヘリ家達ノ歌ニ

張文潜七夕歌ニ神ノ[illegible]

宮ニ集殺靈鵲

直度銀河横作橋

三條右大臣ノ

何そのかけはのそらのかけはし

定國の頃歌

内侍の御門の橋

[illegible]

以仲ノ字中ト云ヒウヒヨウ人仲況人古侍云

安倍仲丸

船平ノ子トカ之領阿ノ記ニカ之正天皇靈亀

二年八月遣唐使大伴山守ニ伴テ為文字入唐又其性聡敏ニシテ

其才高ク成ニテレハ唐朝ニ留テ至高宗唐大唐五年ニ蕊シヌ日本ノ

元仁ノ年号ヲ

宝亀元年ニアタル千時年七十二改姓名朝衡トカ帰ラント思ヒケレニ

又留テ遂ニ於唐ニ去蕊畢ニカ年北四五入唐十五年唐ニ居住シ

テ七十九卒又同抄或本ニカ大宝十二年ニ我国ノ使藤原行清同

船シテ浦伏遇風難漂同又或又唐国ニテ為群盗殺トカ云

私云是時代相違ナリ江談第三云仲丸諸哥事靈亀二年

為遣唐使件ノ仲丸渡唐ノ後不返朝於漢家ノ楼上餓死

古備大臣後渡唐ノ時見異形ヲ吉備大臣言談ノ相数唐士ノ

事件仲丸不返朝人也憂事雖又可有禁忌尚不快歟如何ト

或抄曰仲丸安倍船

守カ一男春日ニテ

生レシ人也大唐ニマ

ウレウノ住ニテヨメ

リ浮和御宇藤原

常継遣唐使ナリシ

時ツレテ帰リシナリ

後ニ少家シテ寄達

ト云人大和多武ノ峯

ニ蟄住ナリ

云、或記云仲丸者災惑星ノ分身也降和国捕正道到異国
ノ天文陰陽異朝ノ人帰恵之令禁国而遂ニ殺ス仍テ為霊異
伏之吉備丸度唐ノ時見異形殺授天文唐術筮計儒書来
朝云仍仲丸孫業也宿達天文侍其業云陰陽道ノ中ニモ
安倍氏ハ天文ノ道ヲ本トス晴明ノ先祖也

古今著聞集第十一

あるひとの京わらはやまひしてこのとしなりぬとなりなんとしてはるの比
七月ばかりに師説の弟子ども物ぐるしくなりはてたる
の夜のほどに弟子仲丸と申す者なりけり
うしたりけるあるとの弟子ども物ぐるしくなりはてたる
はてぬるまとはしりまどひたりけるとこそ
なんとそ空ゆくなるあいだ三日の海をわたりて
の人馬れ物ぐるしくなりはてたりけるものいとおそろしく

あるひとの京わらはやまひしてこのとしなりぬとなりなんとしてはるの比
七月ばかりに師説の弟子ども物ぐるしくなりはてたる
の夜のほどに弟子仲丸と申す者なりけり
うしたりけるあるとの弟子ども物ぐるしくなりはてたる
はてぬるまとはしりまどひたりけるとこそ
なんとそ空ゆくなるあいだ三日の海をわたりて
の人馬れ物ぐるしくなりはてたりけるものいとおそろしく

土佐日記
むしの恋信仏丸と申す人ありて
人をそこにすてて
国人なるれて那むるー
ーしてしーこのー
おそろしやありくんせりの夜
の月いつふまもをなりて
その月八海をわたりて
ぶつ〜仏のーー

あるひとの京わらはやまひしてこのとしなりぬとなりなんとしてはるの比
七月ばかりに師説の弟子ども物ぐるしくなりはてたる
の夜のほどに弟子仲丸と申す者なりけり
うしたりけるあるとの弟子ども物ぐるしくなりはてたる
はてぬるまとはしりまどひたりけるとこそ
なんとそ空ゆくなるあいだ三日の海をわたりて
の人馬れ物ぐるしくなりはてたりけるものいとおそろしく

あるひとの京わらはやまひしてこのとしなりぬとなりなんとしてはるの比
七月ばかりに師説の弟子ども物ぐるしくなりはてたる
の夜のほどに弟子仲丸と申す者なりけり
うしたりけるあるとの弟子ども物ぐるしくなりはてたる
はてぬるまとはしりまどひたりけるとこそ
なんとそ空ゆくなるあいだ三日の海をわたりて
の人馬れ物ぐるしくなりはてたりけるものいとおそろしく

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

長穆法師

（或注ニ云ク、ツヽミヲ手酒ニナラフコト長穆ニカヽルトソ
ホトヽギスト云人上ヲハ子、
ハホウヒトヨハ（来雅抄ニ海印寺法師ノ記ハホウヒ人動穆ヲトニハホウヒトヨヘニトアリ
素性ホウヒノ類ヘ長穆ハ敏達天皇ノ時ノ人ナリ
橘氏也此人此歌一首ノミヲ六歌仙中ニ入ルヽハ敏達天皇ノ勅
（光孝仁和帝トモ）
ニテ和歌或ヲ作ル或基泉同人ニ云或ヲト作ル人ノ歌ニ誤
（移名院御記基泉ト云人有和歌或ヲ作ル同人ニ云云）
アレハ或ヲメヽサル故ニ歌数有ヘケレ共賢人不知ト入ラレタルヘ

長穆ハ亦基泉ト称ス和歌
或ヲ作ル三長穆基泉ト
云人ヲ出シテ長穆ノ歌
マヽフヘカラシト直ニヲチツケサル義ヘ或抄ニ云長穆ハ橘諸兄ノ
孫子奈良麿カ孫周防守良殖カ子ヘ醍醐法師ノ後ニ宇治
基泉カ歌ニハ木の古今大雑
山ニ陰居スト云ヲ一本別記ニ名虎朝臣息ニ云不審
我居を敷乃ちとり敷もせぬ
（琴）
（世の）
（愛ふかく）
ひとりぬる夜の明ぬるを
（世の）
ひくかゆ又樹下集ニ云歌ノ中ニ一ヲあつまなるなり長穆ハ
長穆ニ歌トテカレナル歌長穆ノ云ハ
ウヒハフレシ極ホノ西ノ中おくれ長穆ノ姉ヲ云ハ書ラレタル是
ハ此秋ノ初花定説ニ実説ヲ云ヘ秘伝ニ因テ云ハ
ナシヒカルノ説古今集ニ云ヘ秘説ニ因テ云ハ

撰ハル、時本のゝ[illegible]れ[illegible]ん[illegible]たゝれ[illegible]て[illegible]
[illegible]撰者[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一此事に文字を以て書耳にあらず上古の口伝と思ふべし
一為朝の子冠者太郎の事を古今に小町
の事十八首の内に小町の歌の内に入る
古今の序に六歌仙の内に入る
和歌を以て
[illegible]
[illegible]
[illegible]

後撰雜一　　テモ在ケレ　キカトヽ可尋明師

是ヤ此行も帰るも別れつゝ知るも知らぬも逢坂の関

此

為梅

参議左大弁従三位小野

朝臣篁参議正四位下

峯守長子也峯守弘

仁之初為陸奥守篁

隨父客遊之使放執

鞭後叙京師不幸

学業嵯峨天皇聞

之難曰既為其人之

子何為召焉之士

篁曰是悔乃始

三云々

或云破軍星ノ化身トモ云嵯峨天皇ノ御子ノ仁明天皇ノ御時遣唐使

ノ事ニ依テ承和五年十二月五日ニ隠岐ノ国配流トモ云サテ三年目

ニ承和七年四月ニ召還サレ六月ニ入京トモ云一説ニ或七十五日ア

リテ召返サルトモ云或云無悪善トモ落書ノトカトモ云此流罪ニ

付テ古来ヨリ三々ノ異説有之トモ云可尋一説一条ノ禅閤公益覚

大内裏仁後唐ノ時ノ事ト被仰ト之仁寿二年十二月廿三日ニ卒

スト云々

亦嵯峨御宇ニ任遣唐使ニスヘキヨシ有シニ篁ヲ副使ニツケ

ラレ篁思イケル吾コソ賢人ナレ漢ノ不可然トフモノヲ御前

ニテ答ヲスキテシ此咎ニ隠岐国ニナカサレ公卿書ハ勝原永平

ヲ志ス子天長六年

マノワサ流罪コソハ仲原継世ト云人ナカラ又藤原真夏ナカ返サル

配流隠岐国七年是

四月有詔特徴八年

秋国九月叙本位仁寿

二年十二月薨年五十

一身長六尺二寸家

素ヨリ清貧事母孝

至孝人倫ノ操芸長

皆於親友以上文徳

実録

心トナリ

古今著聞集

和国流罪子為ルニ

ツクリテ

国ニ隠岐国ニナカサレ時ハ舟ニ乗テ

ハ十五人ナカラ

十五人ハ如何ニ

ハ八十人ナカラ

[illegible]

遍昭 俗名良峯宗貞

父安世ハ桓武御子嵯峨弟也シカルヲ閑院左大臣冬嗣ニ主イラレ其子トス姓ヲ良峯ト

玉フ其安世カ子タル故ニ良峯ノ宗貞ト云出家ノ後文徳御

桓武天皇―平城―嵯峨―淳和―仁明天皇

良峯―安世―宗貞 法名遍昭也

素性 俗名 由信也 遍昭俗時子素性也

師法ヲ求ムルニ遍昭ノ時ニ及ブ母ノ云ク汝ハ我ノ子ニ非ス海ノ子ナリ海ノ子ハ海ニ返ルベシ

俗名遍昭

俗名ハ良峯姓也ノ宗貞 安世ノ八男 藏人ノ右少将之尉

仁明天皇御葬送ノ日 葬深草山陵号深草天皇 其夜出家

遁世ス 三十七ノ年ノ時十九才ニテ遁世トモ行覚トモ云 登叡山師慈覚大師受学

頭蛮 後戒之度寺ノ座主号花山僧正又号良僧正寛平二年正月十九日寂ス七十七歳トニ云

[illegible]

悩ノ時召シテ参内シテ
加持シ奉ルニ法験アルニ
依テ法眼ニ叙セラレ
ノ越任シ僧正トナル
延暦寺ニ住セラル僧
但ノ始リイカヽ見ヘ天ハ風雲ヲ
スト本出ニアリ

古今才十七雜上

桓武天皇
平城
嵯峨
淳和
仁明
安世
宗貞（遍昭俗名）
由信（素性法師ノ）

仁明

仁明天皇ノ御代ニ
初帝ハ光孝ノ御代ニ
ヲ
ヲ
ヲ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

初一念とゝのへれ事 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[

[illegible]

一説ニ大納言師毅ノムスメノ方ヘツカハストモ宗雅卿昔天智天皇ノ御時奥州信夫郡ヨリモチスリトテヌイスリノコトソヲリ物ノ丸レメンヲ年貢ニ奉ル物ノ一説ニ伊ノクノ信夫郡ニ大キナル石ニヲ有ソ面平ニシテモチノアウナル物アリ蓋ニテ踏ル布ヲ年貢ニ奉ルヲ狩紫末ニシタルナリ慈照寺ノ御簾ノ上リニシタ新ナトニ生ルシノフノアウニスリメルヲタシカニ人ノミセシナリ皮ハ簾ノ縁ヲ

人皆ミテ門アツリテトリツクシメルトノ此奇ニヨメルニヨリ中古ノ人ニカシミケルノ今ノ世ニハアルマシキ事ノ或説云陸奥信夫ヨリ一人ノ侍都ヘ登リ公事仕ルニ不得暇年月ヲ送ルニ古ノ妻恋慕恋侘疑テ白キ衣紅色ニ成ト其国ノ人ニテシノフスリトヲリシイメシタリ紅燈ノ初ナリトナリ

光孝天皇

仁明第二ノ御子五十五ニテ即位在位三年

仁和元即位故ニ号仁和帝又号小松帝陽成院ノ御譲ヲウケ五ノ仁和三年八月九六日於仁寺殿崩ス五十七歳

仁明天皇 ― 文德
　　 ― 宗康親王 ― 光孝

若菜玉イチハ人ノ四十二ヲヨリ数ノ十三ウ

時賀トイフ一有其始ツカタ若菜ヲツミテ是ヲタメヨリミトイハウ一人此奇モ賀セサル

玉フ時ノ哥人近代心賀ハカナノ次テナラフ子ト

或抄

モアケノ此ノ源氏若菜ノ巻ニ委シ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

兄也在原氏也兄才五人ノ中ニ是中納言也皆殿上人トシテ五
或田村ノ天皇ノ御宇藤原良相ノ子師茂ト云人ノ殺ノ流
罪セリ

或抄此等須テヨリ立別ル

メシカハレ因幡ノ守ニ入ケレトモ妻流ル故年ヲ経テ山人ニ成テ
ヲリテクタセル時春ヲ待ケル年因幡ニ住テ住国ノ
母ノ在ノ里ニ住ケル妻ノ所ニ通ケレトモ
イトヲシイニ行ケルニ国ノ御ケルハ人ヲシ松
母八十ニ成テ国ノ下ニ下ル
ニ悦フトイフト是カ人ヲ
ヲリトテ事ノ外ニ
歌ヲ上イケレタ

天皇ノ御時四品阿保親王第五ノ御子従四位上行右近衛権中
将兼美濃権守御母八桓武天皇ノ御娘伊豆内親王也淳和ノ御
宇天長二年八月二生仁明天皇御宇嘉和八年正月七日ニ初冠
同仁明文徳清和ノ御門ニ仕テ陽成天皇御宇元慶四年五
月廿八日ニ卒ス
卒年五十六歳ニテ卒ス

道ヨリワカハス哥ムト四つ[illegible]ハ[illegible]ヒ[illegible]ヒ[illegible]ヒ

中[illegible]

秋風[illegible]

[illegible]

史[illegible]集（イナハノ里 河内之後）立つられ[illegible]

[illegible]

或記曰行平立別レノ歌ハ斉衡二年ニ因幡守ニ任シテ後下國シ
年過テ辞退セラレシトキノ歌ナリ天安三年ニ備ノ守ニ任シ五ヶシ
ハ内侍レト左近ノ丞ハ不知任ノ物語ニ見ユ今ハ[illegible]
トヲ歌ノ[illegible]ニ別ニ[illegible]

在原業平朝臣 或抄云業平兄ノ名曼陀羅殿トヲ
真雅ノ弟子ニテ十六歳ノ時ニテ東寺ニ住ス後ニ高位トヲカ平城

[illegible]自殺ありて[illegible]

[illegible]

[illegible]

不此等八世ノ孫冨士九ノ男延喜比人能書也後[illegible]

一切経ノ書シ人也

古今オナニ巻二

仁徳ノ御ときにより浪ちるこの花は春の世なりけり

此哥序哥なり仁徳の御ときにこの花さくやこの花と申すは梅の花なり

やのことなれば梅つるくさなり梅を花と云ふ仁徳の御ときこの花さくやこの花

とは梅の花のことなり

[illegible]

我ものとおもへばこそ[illegible]

[illegible]

[illegible]

文寛平六年九月十日ノ哥ト人不達意トモ云

伊勢

伊勢守藤原継蔭ガ女也七条院女房也継蔭ハ日野ノ元祖真夏ヨリ三世ノ孫ノ継蔭ハ大和伊勢両国ノ国司ノ[illegible]ト云ヒ七条后ハ昭宣公娘七条ノ中宮

新古

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

ウタイウリニ来リテん設ふ事ノ人間ノ紙ハ分ラズトモ云ヒ
テ此女ニテアルト思イシ名ヲ名ノ字ニ付ケテ
ソレニシトテ云ケレバノ名ヲ云ケラルルトモ
女ヲニテ本ノ妻ノメニ出人日本ニテハ紙ハ
ホクヤク思テ吾家ニ
帰リ思フニテイクリ
ケルニカノ女アハレト思ル人ヒ
テ思テ行ニミニテ云ケ
モリ引クテイタトアレトモ
リケん此女ヲトツレケ
レハ男カクナニ
君ナクテアシカリケリト思ニイトナニハノ浦ハ住ウキ女カニ
浦ハ住ウキタカイノ口トケニノソテ来コトクアイニケリ星ヲ思ヒテ同人ニ身ヲツクニアハシト云ヒ人答ニ
シ少舟ニキヒリ同人ニマ恋ワメリ

素性法師

通昭二男俗名ニ玄利通昭出家ノ後入道或ニ清和ノ御時ノ殿上人官ハ左近将監トニ云ヒ初ハ住清水寺後住長谷寺ニ一説大和ノ布留住ト云ヒ或説ニ出家ノ子ハ出家ナンヨキトテヲシテ法師ニナリシトニ云ヒ又俗名歳人義方ト

定家ノ歌ハ昔ハ今ハ
今ハ
又遠不遠
ケ行ハ
ノ
ノ
ノ
ノ
ノ
ノ
ノ
ノ
ノ
ノ
ノ
ノ
ノ
ノ
ノ
ノ
ノ
ノ
ノ
ノ

文屋康秀　古傳云宗子子或中納言朝康子云云任参
河掾先祖不詳或云縫殿助宗行ノ男ト云云字文琳古傳云陽成
院ノ時ノ人ト云云元慶ノ比也
古今第五秋下
吹ハ秋ノ草木ヲシヲルルトヒトハイフヲ山風ヲアラシトイフナルベシ
此歌ハ七月ノ内切ノ歌ナレトモ古今ノ序ニハ
秋ノ草木ヲシヲルルトヒトハイフヲ山風ヲアラシトイフナルベシ
云云ト書ルカ如クニ文字ノ上ニ秋ノ字ヲ書ルハ
此歌ハ字ニ秋ノ字ヲ書ルカ如クニ云云ノ字ヲ書ルハ
秋ノ草木ヲシヲルルトヒトハイフヲ山風ヲアラシトイフナルベシ
云云ト書ルカ如クニ文字ノ上ニ秋ノ字ヲ書ルハ
此歌ハ字ニ秋ノ字ヲ書ルカ如クニ云云ノ字ヲ書ルハ

[illegible]

又寄月述懷トナリ

李白

[illegible]

大江千里（柄ノ吟 智人吟）　大江ノ音人ノ五男ノ河保親王ノタメニ孫ノ兵部ノ大輔ニ

成

[illegible]

[illegible]

[illegible]

菅家　北野天神是也延喜三年二月廿五日薨ス天穂日命
孫也是善公ノ男天平元年ニ改士師吉人等ニ始テ賜菅
原姓
旅行ニハ家ヲ推ノテ道々ハ[illegible]
ノ神ニ奉リテ行ク古法[illegible]
ヨリ高家大家ニハキヌ[illegible]
一疋ツヽ五色ニ染テ[illegible]
神ニテ白テ通ル下々ハ[illegible]
キヌヲリツヽキリ色[illegible]
々ニ染テ書和幣白[illegible]
和ノ幣ニシテ麻[illegible]

菜ノ形ヲ紙モ切テ[illegible]
書幣捉菜ヲ四切テ[illegible]
白幣ト云是ハ錦又[illegible]
ハ紙ニテモ色々ノ色ヲ[illegible]
切テ笈ノ底ニ入ル[illegible]
ヨレヨリ又金銀米ナ[illegible]
トヲモテラスナリ[illegible]
古法麻袋式アリ道[illegible]
祖神ヲ其ノ神ニテ[illegible]
向神ニ云

良門　利基ノ弟補ノ惟正ノ為時ノ紫式部
三條右大臣　名来ハ定方勅終寺高藤公ノ二男也泉
定国泉大将
定方三条右大臣
大将定国ノ弟也

本歌万葉三大和乙九

[illegible]

（ロミトナム時ハ清シ
義理ハ濁ル絶ヨキナリ）

[illegible]

[illegible]

[illegible]

芥川行幸時才奇行

ありつゝき[illegible]と[illegible]ゆ[illegible]

平奇

[illegible]

芋の山三年絶三芥川

[illegible]

ノチヨノフル道アトハアル延喜(ヱンキ)廿年八月にたゝしき奇のつとあるべきなり

[illegible]

定家卿ノ下心吾此山

[illegible]

行幸御幸ヲモ中ニモ

[illegible]

不足ナキコトナレ低ト身

[illegible]

上ノ時ニアハサンヤアルカ

[illegible]

凡此者凡俗ヲハナレ

[illegible]

テイカメシキ者トソ

中納言兼輔

利基ノ六男ノ堤ノ中納言ト号ス兼平三年三

夢ヌ五十七才系圖三条右大臣ノ下ニ有

新古今ヲオエ[illegible]

みかの原わきて流るゝいづみ川いつをきてとかあ

山城

いづみ川とは今の木津川の事ニ[illegible]

[illegible]

川に柳(ヤナギ)ハ多ク[illegible]

[illegible]

[illegible]

正四位下右京大夫

源家平朝臣　三光院ノ御談ニ光孝御孫ノ惟忠

親王ノ御子トハ云ヘ王孫ニハ合源氏ヲ給ヒ也　宇多院才九御子トモ

古今才六冬

西行ノ栖庵ノ行ヲ第ニ

山ヤマニ　ヒトリ　ヒトリ　ヒトリ　ヒトリ　ヒトリ　ヒトリ　ヒトリ　ヒトリ　ヒトリ　ヒトリ

ヒトリ

駒恒ハ貫之ト同時ノ人
之人丸高人ノコトニ後頼

河内ノ極之祇註ニ行氏カ孫諶利カ子ト云云

古侍云先祖未見甲斐省御厨子聚預亦甲斐目宮高子

朝臣ニ貫之駒恒カ勝

ヲラトイヒシカハ駒恒ハ

ナツリヲイリトイリ

名松ニ有貫之ハ駒恒

カ上ニタヽンテカタノシテ

駒恒ハ貫之カトヽタヽ

ヲカタシトマ中サム

七生忠山事 七生ハ姓ヘフ字清テヨム習ヘ所ノ名ノ時ハ

清ヘ杢ノ之忠衛カ子ヘ泉大将定国随身ヘ延喜ノ比人トヲヽ

九月九日ニキヒハタトテ菊ニキヒ待リソレラ皆ヽ祝ヘ

[illegible]

古今源宗十 [illegible]

忍草 [illegible]

在原方 [illegible]

後成々ハ此有明ノ奇ハ [illegible]

[illegible]

後成定家両々トモニ [illegible]

此ムスフテノ奇ハ [illegible]

[illegible]

[illegible]

[

ヨキヲキトス後成ハハ物ヲ[illegible]の[illegible]ヲあてるもの[illegible]
ヤハラヲナン西ヲヨモ[illegible]〜ハ[illegible]〜曉[illegible]
第詞花ノ時代ノサ[illegible]帝後鳥羽ハ[illegible]新古今ニ[illegible]
アシク成タルニ[illegible]人のうちにハ[illegible]
キ西ヲ本トセラル時代の[illegible]
くニメクツケテヨメハ[illegible]
ヨクサマウノ西ヲ
シルシレトモ云

坂之是則 上ノ空ヲトヨスサヲノヽトヨミリセノ字

サテテヨメハ吟ノ叶ノ好蔭カ子望城カ父ノ大内記御書所
ノ預リ後選ノ撰者五人ノ内ノ
帝法ニ洛發帝御子石見守為忠孫三河定成之子也

古今オ二冬

朝[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

紀友則

紀有友ノ子トシテ或有常ノ子トモ一説ニ貫之

雄卿ノ弟トシテ古侍ニ先祖天祥可為大内記五位（古今才二春下）

久しさは光りのどけき春の日に心しづかに花の散るらむ

（仮名序ニハ友則ト云フ一説ニハ伝ヘテ云フ）

題しらず

花の色は雪にまがふてわきまへもしらぬ我が宿の春

ちるとみてあるべきものを梅の花うたがひなくぞ我まがひける

春の日の光にあたる我が身にはいづくよりかは春は来るらん

雪の降るをよめる

雪の降りて年の積もるわが身にはいとどしらるる春の光かな

人の家にまかりけるに、ものなどいとうるはしくもてなしてあるじ

物語などしてかへりなんとしけるに、あるじ、

あるかなきかの心地なんする

返事

君ならでたれかは知らん春の来てあるかなきかの心地する

人の

君をのみ思ひ寝の夢のさめてはあるかなきかの心地こそすれ

（ホシフヨリモ心ナシトモ）

人の

思ひ出でもなきものを思ふ心はいとどしらるる春の光かな

しけるを

花の色は雪にまがふてわきまへもしらぬ我が宿の春

ちるとみてあるべきものを梅の花うたがひなくぞ我まがひける

春の日の光にあたる我が身にはいづくよりかは春は来るらん

雪の降るをよめる

雪の降りて年の積もるわが身にはいとどしらるる春の光かな

人の家にまかりけるに、ものなどいとうるはしくもてなしてあるじ

物語などしてかへりなんとしけるに、あるじ、

あるかなきかの心地なんする

返事

君ならでたれかは知らん春の来てあるかなきかの心地する

人の

君をのみ思ひ寝の夢のさめてはあるかなきかの心地こそすれ

（ホシフヨリモ心ナシトモ）

人の

思ひ出でもなきものを思ふ心はいとどしらるる春の光かな

しけるを

花の色は雪にまがふてわきまへもしらぬ我が宿の春

ちるとみてあるべきものを梅の花うたがひなくぞ我まがひける

春の日の光にあたる我が身にはいづくよりかは春は来るらん

雪の降るをよめる

雪の降りて年の積もるわが身にはいとどしらるる春の光かな

人の家にまかりけるに、ものなどいとうるはしくもてなしてあるじ

物語などしてかへりなんとしけるに、あるじ、

あるかなきかの心地なんする

返事

君ならでたれかは知らん春の来てあるかなきかの心地する

人の

君をのみ思ひ寝の夢のさめてはあるかなきかの心地こそすれ

（ホシフヨリモ心ナシトモ）

人の

思ひ出でもなきものを思ふ心はいとどしらるる春の光かな

しけるを

必竟ヨクナス花モンモ心ヲ人ニ〜〜ウツサヽ云ノ心ノ風ヲ

シツヽ心ナキ能トヽ[illegible]アマ　作者未詳

ウノ例多シ花カシツヽ心ヲ　遠成ノ演成ノ永八ヲ

ナム云ヽ人モシツヽ心ナキ能ヽ

境智冥合トモ感應ノ

道交トモイフヘシ

藤原為家朝臣

此百人一首ニテハカセトヨム人持垣ノ老女ニアハレタル風ヲモ此人ヨリ当

ミヲハ無ノリ也字号院ノ藤太始ハ無時トヽ也或云演成ノ孫也道　治部太輔

成ノ子トヽ云

古今オナヒ類上

[illegible]

[illegible]

[illegible]

紀貫之

大原国ニハ光孝帝紀氏ノ下ニ在望行カ子時文カ孫也
天慶ノ比在廿大内記御書所ノ預リ從五位上土佐守一説古今ノ抄混
乱我ニ云紀ノ文雅カ子トハ云ヘ文雅大和ノ泊瀬ノ観音ニ詣テ申シ
子ニ参籠シケルニ経ヲ二度五八ルト夢想ニ見テ貫之ヲ懐妊シケルト
ヲ貫之ヲ泊瀬ノ月参トハ云説有可尋詞ニ人ノ家トハ貫之ノ師匠
浮等法橋家也貫之ノ宿坊トハ云或一説童名阿古久曽トハ云
又紀氏寺ハ河内国西方院ノ号紀寺トハ云
古今ノ序ニ奇上
人ヒトシ心中ニ思ヒ入レテ言ヒ出シテ物ニ触レテ見ルモノ聞クモノ
詞ニ成リテ言ヒ出シタルモノ人ノ心ヲ種トシテ万ノ言ノ葉ニ成リ
ケルナリ花ニ鳴ク鶯水ニ住ム蛙ノ声ヲ聞キテ生キトシ生ケル物
イカデカ歌ヲ詠マザリケル力ヲ入レズシテ天地ヲ動カシ目ニ見エ
ザル鬼神ヲモ感ジ男女ノ仲ヲモ和ラゲ猛キ武士ノ心ヲモ慰ムルハ
歌ナリ

一方ニ
観音ノセ
長谷ノ布留ノ里深久
吹風之音布留曽響久宿坊ニ中絶シ
貫之泊瀬ノ月参ノ時ヨリ出ル心ニテ
四位ヲ上ル事ハ
一説人クモシラズ心ヲモシ云フ
一説イサシラスト云フ詞ノ
中心モト入メン人ハ何ヲ
法トイフリアタヘン花ヲ
人ノ心ハカシノトクコヽハ
アラントハイサシラストハ

[illegible]

清原深養父

先祖不見一説筑前守海雄ノ孫房則ノ子深養父者豊前仗[illegible]ト云ヒ深養父ハ清原氏小原ノ王子小倉王其子筑野ト云初賜二清原姓一清原真人曰淳和天皇ノ子孫也今ノ山城国御室ノ脇ニ並色為内近大允摂津国ト云所有此所ニ居住ヒラレシ故ニ並国ノ筑野ト云其子孫深養居ラ于落外小原ノ父也或于時肥前守也但馬守通雄孫肥前守房則子

古今才三長

遍補陀落寺是也

[illegible]

小類

[illegible]

文屋朝康

中納言ノ

朝ノ字名乗ノ時トモトヨミテ村上以前ハ有リシトヤ

六十二代

延喜ノ比ノ人ト云云　古傳ニ三河ノ惣康秀ノ男ト云云

本書

後撰 第二 秋中

[illegible]

右近

右近ノ少將季縄女也此季縄ヲ号文殊少將ト人也右近ノ

少將名人ノムスメニ(ニ)右近ノ号ストヲ云

[illegible]

定家ロ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

嵯峨天皇

曾孫 中納言 左大弁 従四位上 言継 弁官 位従三位 [illegible]守 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[

天徳の奇合ハ右勝　初恋の奇ハ世つたへし花の奇と名ク
ルに一の恋とそふの奇ハ奇ハ世つたへ我おとし世ふとも
さとく恋れとまのしらくもに思ひおとふと
思ふもれなり古の義をしらへの月ハ明ハ
と思ひおとふとの思ひとも紅ハ幽ふるまとも
恋ひしのしらつんとふ伝さうら物さたるうとく
ふ長ハ書ふと年身明ハ四ハ月とるとも奇とハ
思ひのるとて世おとふと云奇ハ思ふとしれんとく

二生忠見

ミフ姓ノ時ハ清テ読ヘシ所ノ名渭ハ別可有ナリ

本名忠貴也忠峯ノ男天徳二年任摂津守

於遠オ工三ニ

恋ふるとふ名とまくハ色立ハ人ハ人ハ見れとも一ハ初一

初恋の奇ハ古ハ人ハ世つたへ

忠見幼童ノ時ニ内裏ニテ歌ヲ詠ミ所ヲ思ヒ初テ我ヲ恋ヒ
ヨリ召アリ来物ナシ

雑参ノ由ヲ申内ヨリ

ハ年ハ若年ハ初テ恋ヒ人ハ名の立ハ
竹馬ニ乗リ可参ノ由

ハ恋ハ初ハ若ハ
アリ御説ハ奇ヲ詠

恋ハ初ハ年ハ
ニ進ル　竹ノ馬ハ

ハ世ハ人ハ
カケニシテイトヨハシ

ハ名の立ハ
今エウカケニ来テ

初て物ハ
イラン

の奇合に右の歌ハ恋ハ人ハ花の奇
と忠見秀奇ハ恋ハ人ハ歌ハ
奇ハ人ハ恋ハ人ハ花の方より先ハ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

孝婦ノ御宇ニ佐良
ノ人主トイフ人ホト
ケ
山ノ契リヒシ人ノ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

拾遺才十二首二

道ゝ[illegible]の後の[illegible]世ゝ[illegible]為[illegible]ありとさかか
[illegible]
後拾の歌ゝ道ゝ[illegible]の後ゝ[illegible]師俊人首六の八の
字ゝ[illegible]字人世ゝ[illegible]世ゝ[illegible]
是仰ゝ世ゝ[illegible]

[illegible]人ゝ[illegible]ほとゝ思ふ[illegible]
[illegible]

[illegible]

ノウチニテナカシトナリ又ハシクトニテハンホトニアハサリシ芝ハ物ヲモウテテ
モナリシトノ思ノキサシテハカメナリモミハヤト思フ面カケヲミテハ詞ヲ通セ
ント思イ詞ヲカハシテハ一夜ノ契ヲ思イ一夜契リテハワカ物ニ領セント思フ道
ソメテハ人ノ又名ヲツムミナ是物思イノ人我胸中ヲアラハシモセンタメニ恋ノ
奇ヲハ多ク入ルモノ人奇ノ本意ハ恋ナリ胸中ノアクメヲ取イタサンタメナリ
世間ニ如此世俗ニ歌ニイタヽキノナキトニ云心ナリ

世のなかに絶て桜のなかりせは人の心ののとけ
[illegible]

拾遺才十二首二

[illegible]

二位康保二年十二月十六日薨五十八

中納言朝忠　三条右大臣定方ノ男子土御門ノ大納言ト従

或ノ歌に

天雲の[illegible]時の新今絶てしの字屋を先字なり
[illegible]

この歌もうしろ[illegible]今を盛りと咲き[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

曽祢好忠

先祖不見住丹後掾仍号曽丹云云寛和ノ比ノ人ト云々

新古今オナ五一

和泉式部ノ中将無住ノ時ノ歌ノ中ニ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

本朝古今に

[illegible]

[illegible]

[illegible]

大中臣能宣卿記

上三人ノ公子ハ時ハトミト同九ナリ 參主頼

基男輔親ノ父ノ正暦三年八月九日ニ卒

討死オ七ハ上

ミカキハ今ノ築地ナリ

みかきもりえのいぬかひの松をたにつくるとて

根本カ垣ニアルハツイテニ大内わくとのゐつくるに者の也名ノ所ニ

チニナリニモカキトニ六所ニ

名ハ右ハ左ハ左ハ右ハ

一説人メヨク左ニ

八尺ノキ九ハウナレモ

花ハ世ノモ九ヨリ

ちはやふる神のいさめのしるしとて

ちはやふる神のいさめのしるしとて

ちはやふる神のいさめのしるしとて

藤原報孝

後任左ノ三男左近中將正五位下或説康平三年

八月六日配流土佐国云云不審

本年左ノ記録負

後任左オ十二ハ二

君ハ左ハ

清輔の弟のつなとし

たのもの

藤原實方卿記

侍從負時男小一条左大臣師尹ノ

[illegible]於任国卒去長徳四年十一月十二日配流陸奥ト云云此実方中
将ハ行成卿ト殿上ニテ口論シテ実方勅ヲ以行成ノ冠ヲ打ヲトサ
レシトニ其科ヨツテ毎列〻奇特ニテ参レトテ左遷ト云云然ニ其国
ニテ果テレタリトヘハ帰路シテ今一度墨盤所ノ飯ヲクハヤ
トイハレシトヘハ人ニヨツテ実方ハ其後墨盤所ニ必アリシトヘ
其執筆トナレハ是ヲシルシナリ雀ト世ノ諺ニ云是ヘ

（後拾遺第十三巻）

[illegible]

七育の内人師後此所ハ[illegible]

[illegible]

[illegible]

猶トハ居ニアスヽキノ朝
カラケヨリハ橋アイテワカ

四位母ハ謙徳公ノ女ノ女人正暦五年ニ卒二十三歳

後拾遺オナシ巻二

嘆ぬれば夢ぢ通ひ絶えぬらん
知らぬ枕の草の露かな

此歌後拾遺の意のつゝ詞書に母の死を聞て帰て詠て
ありしを此歌の意のつゝ詞書にて歌ハ二首あり之を合て
ムロミハ物ヲモハサリのつゝめるを物のあはれ者と此歌ぬれ
ヲリと同つゝイミミハの歌と二首合つゝとと人歌の詞ハ物の字ハ後ふ
文字モヒハ一聚バイ師説人光隆卿のつゝまれと母日記ハ
スミテヨンヒアイレトモ之をうゝめしきあゝいつ水光隆の物ハ
ナリ是ハヒシテ新枕をなれ共ハ只今れぶれの物ハ
ナリ初テヨイン〆テと云ハ生歌ハ物の枕ハ中ニ
ハ三日ハヒウツヒテ
モノナリ

右大将道綱母

綱ノ字特人倫宜ノ女本朝百今

三人ノ女人ノ内ト人東三条入道関白第家ニ室也是詞書ノ入道
殿ノ事ハ右大将道綱ハ右ノ入道第家ノ四男之中ノ関白道隆
之御童ノ関白道長ナトノ第人ハ除愛ト筋人

蜻蛉日ノ記ハ道綱母ノ
作ノ日記ナリ

松尾ノ四巻

物をつゝ物思ふらの時ハ下ニ水ハ
詞書に入る搭殺ぎ
ハ物ハ
ハ
ハ

[illegible]

儀同三司母 同ノ字清ノ字ノ内大臣伊周ノ母ノ高階成
（従房ノ九代伊周ノ） 忠サ中関白道隆公ノ室ノ後称キ三ハ
高内侍ト有儀同三司ハ本儀従一位ノ唐名ノ然者中後
以来之例叙一品之後准大臣可預朝参之由被 宣下之
後号儀同三司ト云ヒ三司ハ大政大臣右大臣左大臣此三大臣
ノ官ニテ三ハ三ニ准スル義ノ伊周ヲモ始ハ内大臣ナリシヲ有
事大宰府ニ長徳二年四月十四日左遷セラル時解官セラ
レタヲテ帰参ノ時大臣ノ闕ナキ故ニ准大臣ト称アリシニ

伊周ハ我儀同三司ト書玉リ此宣伊周ヲ左遷既蒙ノ後
寛弘二年二月宣旨ヨリ初例也ト云云
新ニ今オナニ高ニ
忘れ一忘ル[illegible]ト[illegible]ハ今ヨリ以限ルヒの命ヲ
[illegible]中の関白[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

大納言公任

公任卿ハ世ニ聞エタル人ニテ詩ヨキニヨツテハベル
マウシ給ヒ人ハベルニ三アラス号四条ノ大納言一条院ノ御時朝
旅ノ撰者ハ関白頼忠公ノ男小野宮実頼ノ孫也能
書和漢ノ才筆法ノ達者也

（新選才八雑上）

海の面を絶て人もめぐれく名を流て名ぞ残ける
詞書に大覚寺に人〻とともなりて古池に船浮て撰
作りけるとき洲浜の所に寄せ付て作りたる歌
此名を流れて名の所に名を流て名ぞ残ける
詞書に大覚寺に人〻とともなりて古池に船浮て
作りけるとき洲浜の所に寄せ付て作りたる歌
此名を流れて名の所に名を流て名ぞ残ける
詞書に大覚寺に人〻とともなりて古池に船浮て
作りけるとき洲浜の所に寄せ付て作りたる歌
此名を流れて名の所に名を流て名ぞ残ける

なるべき撰作者の名をかくれ或古歌ある云洲浜の大覚寺
に芳つ〻しき歌の為て方つるに中此ものの思ふ〻
さるべき撰作者の事ハ〻しき事ハ〻て撰〻百首つ〻
ふるに撰又為名ものとなりて世ふる名ぞ〻ふる
人〻名ぞ〻ふる事なるべき事なり

和泉式部

上東門院ノ女房大江ノ雅致ノ女系図異ノ説
アリト云ヘ共大江ノ雅致ノ女ニ性空上人ノ許ヘ贈テソヒシケル雅致女式
部ト有是泉式部ノ母ハクラキヨリクテキ道ニ入ニケルハカニ
テラセ山ノハノ月和泉守橘道貞カ妻ナルニ仍テ為名トニ云此
道貞ニワスレラレテ後保昌カ妻ト成シト也有歟同巻ニ云和泉
式部ハ保昌朝臣大江山〻入シ人〻和泉守タリシ時ノ妻ナレハ

和泉式部ト史ノ名ヲ加用トヲ云保昌任国ノ時式部ヲツレ
シトヘ小式部ハ道貞カ妻ノ時ノ子ナリ

後拾遺ニ第十二名已

あらざらむこの世のほかの思出に今一度の逢こともがな

詞書にはこれを伝ふ法人のもとつかはしける和泉式部

思ひかねいまはかぎりの身なれば人の恨もなほ残りけり

死たりしを人のもとにつかはしける和泉式部

もえたちのぼる煙ぞ見えまがふ君が荒野の夕ぐれ

此歌ハ日ノ宮ノ斎宮ニ下リ給ヒシ時ノ歌ナリ

西名キ十二月ニテ死

おくれ先だつ事ハ人ノ常ナレトモ思ヒ合ルニ悲ノ中ノ悲ナリ

とよめる歌ハ三ノ宮ノ御ノ事ニ侍ルトヲ

紫式部 越前守為時カ女上東門院女房式ハ為尹殿宮女

源氏物語ノ作者ノ紫ノ上ノ事ヲスグレテ書シニ依テ藤式部ヲ改

テ紫式部ト号ストヲ云一説云藤式部ノ名出ヲトラストテ藤ノ花ノ

定頼御母赤染衛門ニ問

ヲ云式部赤染イツカ

勝テ奇特ノ人ナリ云ク

非一日トカノ人納言殺

ヲ信ズ(キト人)

自是ハ式部赤染ニ

三ヲ仙人

ヲカリノ字トヲノ紫ノ字ニ改ムトヲ云或ハ日本紀ノ房ニヲ此式部ニ

左衛門権佐宣孝ニ嫁シテ大式ノ三位ノ局ノ侍衣ノ作者ヲ生ム

式部カ旧宅ハ正親町ノ南京極ノ西ヲ今ノ東北院ノ向ノ此院

上東門院ノ御所ノ跡也式部カ墓所ハ雲林院ニアリ白竜院ノ

南小野ノ墓ノ墓ノ西也

赤村上天皇三宮ノ女ナリ越前守為時女ナリト

新古今第十五雑上

先ヲ見ぬ人ぞ恋しき

詞書にはこの歌ハ為時の越前守にくだりて侍りしに

ともに下りはべりしに

ハ友をしぬ侍りしに

ハ人のもとにつかはしける

ハ人のもとにつかはしける

ハ人のもとにつかはしける

一説石山寺縁起伝記ニ云ク人皆是ガ身ヲ云ク人皆是ガ身ヲ云ク人皆是ガ身ヲ

[illegible]

赤染衛門

赤染ハ性人大隅守赤染時用女ノ時用右馬ノ頭
生ナリ又ハ伊勢名栄花物語ノ作者ノ大江匡衡カ為妻上東門
院ノ女房ノ或ハ高辻殿ノ女房トモ云袋草子ニ云江記ニ云実ハ兼盛カ
女ノ彼母離別ノ後時用嫁トモ云赤染ハ或説ニ大浦[illegible]郎重家
住吉ニ祈リ奥ノ余ニ出ヲトイン神感アリテ本復
[illegible]

[illegible]

[illegible]

和泉式部ハ上東門院女房 和泉式部ハ初ノ夫ハ和泉守橘道
貞丸小式部ノ父ハ和泉式部此人ニワスレラレテ後藤原保昌大江山
ヘシヘ 丹後守ニナリテノ任国ニ下ル時 和泉式部ヲ具シテ下リシト
キハ小式部十四歳ヨリ 式部十五歳ニヲヨベリ 此小式部ハ十四歳トマウシテノ早世ストキニ小
式部死後ニ上東門院ヨリ毎年呉服ヲ被下シニ小式部カ名モ書
付テアリシヲ見テ母和泉式部カ哥ニテ詠ミタル哥ハ
[illegible]
大江山ノ[illegible]
金葉集第九雜上
[illegible]
[illegible]
[illegible]

の事とて侍りける清情の袋草紙下に云二条院少納言の侍
とて云ける事を云者をもつて事をしてこの事
門院御小式部の内侍家経卿の母なりとて死と
ものを聞きて作られし歌を聞かしめ中ら
ものの事なりとて侍りしかとも
なれ小式部内侍歌詠上手なりしかとも
なれ小式部内侍歌詠上手なりしかとも云云

伊勢大輔

一字不入ニヨウ三大夫ハモトヨリ陽ノ此大輔ハ官
ノ成ハスミテヨウ名目ナレモ上ヨリノツキヨリ大輔ト大ノ字隠
ナリ是ハ仙ノ名目ノ習也余主輔親カ女ナリ伝テ伊勢大輔
上東門院ノ女房ナリ七条宮ノ女房ナリ

初花第一ノ歌

第一ノ歌ハ八重桜ハ昔に匂ひ増る

初花第一ノ歌

詞書に一条院の内裏の八重桜を人の折りて侍りしを大輔
に侍りしかとも
なれ
なれ
なれ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

相模

相模守大江ニ資為妻仍有時号本名乙侍従トニ云

入道一品ノ宮ノ女房父不詳

後拾遺 [illegible]

恨ルヒ[illegible]

永承六年内裏の歌合に有名の小侍従ニ恨屋

ヲ云五ノ字ノ歌やうにて詠ハ五ノ字人のつ[illegible]

[illegible]

[illegible]

人倫也行名源基平子小一条院ノ孫也或云白河院ノ
御猶子ト云云三井寺円満院ノ祖師天台座主法勢僧都ノ
ノ人也鳥羽院ノ護持僧牛車明行ノ御弟子也明行ハ三条院
ノ御子也女流物語ニ委クアリ筆蹟ニテ読ル草ノ蹟何
ニモ不ト云モイケンモラヌ蹟モ神ノヌレケン此哥ニ感ニテ
人九頭レテ見(玉フト)カナノ能書ト

定家卿

タムカナリノ名ヲモ
シラヌ太宋ニ人
上ケン松ト教ケリ

後拾遺九雨上

後拾遺ニ哥ヲ
詞書ニ大宋ニ
上ケン松ト教ケリ

後拾遺ハ後冷泉院ノ御代ノ撰集ナリ

治暦四年四月十九日

撰集ノ才一後三条院ノ御代ノ撰集ナリ

後拾遺ハ後冷泉院ノ御代ノ撰集ナリ

後三条院ノ御代ノ撰集ナリ

後三条院ノ御代ノ撰集ナリ

後三条

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

後拾遺第五秋下

後拾遺第五秋下

後拾遺第五秋下

金葉才二秋

[illegible]

[illegible]

[illegible]

妹其ノ御内ノ紀伊ト云フ人或ハ後冷泉院ノ女房ト云フ云
家ノ子三公ヨリ以上摂家或ハ大納言家親王家ナトニ有之
事ム

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

大江音人――吉
中納言――三ノ大神
維時――重光
後拾遺ニ有一首上
匡衡――挙周
成衡――匡房

於中納言匡房　大江ノ成衡ノ男号江師江次才作
若也和漢ノ才徳ヨリ正二位

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

源俊頼朝臣　俊信卿ノ男俊恵ノ父也六条家之祖金葉集之撰者也

後れ公家カタヘト定　千載所不建歟

[illegible]

家々ハ記サレタリ基　又後恵ノ家ニテ歌ヨミ有ル

後時々アラウヨリ初瀬ハ恵ノ基　又俊頼ハ俊恵ノ父也

アリケレト後頼ニハ不字ノ口伝ハ[illegible]

及天下ニ号ラナラル　[illegible]

者ナリテ後頼教年[illegible]

後ト二流タリトソ　[illegible]

或小初瀬山ノ麓ノ[illegible]

ヨキ天神ト申ス　[illegible]

居アリ恵ヲ祈ル　[illegible]

申シナリ

基俊ハ俊頼ハ弟ノ

外道ナリトリ常ニ　藤原基俊　俊家ニノ男俊成ニ和歌師匠ト云ニ条家

侍ケレト俊成ハ師　和歌ノ元祖也新撰朗詠集ノ撰者和漢ノ才人也

近金吾ノハレナ　千載才ニ雑上　ヒ　ヒ　ヒ

[illegible]

御堂関白の道長ノ頼通ノ師実ノ師通ノ忠実ノ忠通ノ兼実ノ良経（後京極）

法性寺入道前関白太政大臣　御名家ハ忠通法名

同規知足院ノ関白忠実ノ一男ノ兄ニ当ル父也

初ハ忠実ノ嫡子ニ成ル久安ノ頃ヨリ摂政ニ成ル其後ハ白河院ノ寵ヲ受ケ保元ノ乱ニ勝ル事ヲ得タリ其後ハ信西ノ為ニ讒言ヲ受ケ遂ニ出家シ法名ヲ改メ法性寺ノ入道ト号シ其後ハ世ニ出ル事ナシ其後ハ信西ノ為ニ讒言ヲ受ケ遂ニ出家シ法名ヲ改メ法性寺ノ入道ト号シ其後ハ世ニ出ル事ナシ其後ハ信西ノ為ニ讒言ヲ受ケ遂ニ出家シ法名ヲ改メ法性寺ノ入道ト号シ其後ハ世ニ出ル事ナシ

云ハ芸道ノ法ヲ能ク悟リ奥ヲ極メタル者ハ世間ノ道ニ下ニスタレテ道ヲ行キカヽルヲ以テ後天上ニ生ル国政ヲ治メ世ヲ利スルコトヲ法性寺入道ハ芸道ヲ好テ崇徳院ノ未ツカメヨリマウヽ又秘伝ヲ受ケ其ノ奥ヲ極メ自得アリ

其ノ一ハ自得アリ

大江匡房ノ言ニ大海ヲ渡ルノ時ハ風ノ波ヲ見テ風ノ波ヲ見テ大海ヲ渡ル

[illegible]

崇徳院　鳥羽院第一皇子但白川院ノ御猶子ト云云在位十八年大系圖云保元二年七月十日依御謀叛宮軍襲撃白川仙洞即敗北之時竊幸仁和寺同月十三日出家此三日配流讃岐国長寛二年八月廿六日於配所崩四十六歳号讃岐院後治承二年追号ス崇徳院ト云云

詞花才七巻上

瀬をはやみ岩にせかるる滝川の
われても末にあはんとぞ思ふ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

金葉才四之（家ノ集清ヨリ）

清輔（家ノ集清ヨリ）

[illegible]

[illegible]

[illegible]

侍賢門院堀川　神祇伯顕仲女兄弟七人撰者入ト

三云　侍賢門院ノ女房　此堀川別シテ哥人トモ云

村上第七　土御門右大ト　六条右大ト　神祇伯

具平親王―師房―顕房―顕仲―堀川　侍賢門院ハ鳥羽院后崇徳院後白河二代之母后

亦業平

千載才十三巻三

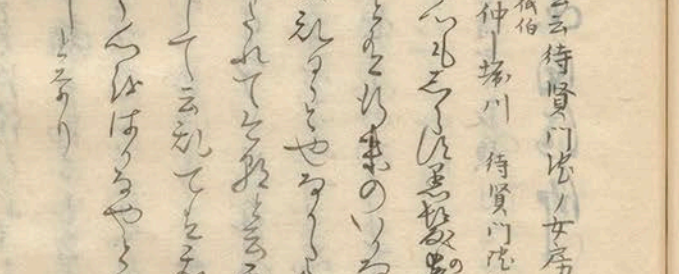

公実―実行―実能

公能　後色大寺　実定

通季―侍賢門院

特法論

後徳大寺左大臣　名章実定ニ天炊御門右大臣公能ニ

ノ男後ノ字天子ノ外ハ後京極ト此後徳大寺ト人天子ニ云ヨシ

井蛙云後大寺ニハ寺ハ
ノウツクシク手ヲスルハノチトヨム有人天子ナラテハコトハイハヌ人是
ト云取カ有寢殿ノ西　年八云ヲハヒハナリ
ノ角ノ間也是後徒　千載才三長
太寺左府西行ニ對　郭公鳴つる方ぞ恋しき鳴つる方ぞ
西セラレケン取也　方にわれ侘ぬる哉ほとゝぎす
ほのかに聞しはつ音の
なきてすぐるかたをしたふ
ほとゝぎす
ほのかに聞しはつ音の
なきてすぐるかたをしたふ
ほとゝぎす
郭公

於和哥所賜九十賀之久二年十一月晦日奏之九十二歳ト云云千載集撰者或云頭辺御ノ為子時本名頭

廣後後成ト改

千載才十七雜中

世の中よ道こそなけれ思ふ山入る方にも心やすらん

詞出小遠慮の方をよろこぶ時廉の意なり

有名し小世中をこそ思ひ入て心やすらんと云

入山の奥小廉の面おもかげ小浮ぶきこそ

世を捨て山に入人事われこそ廉なれと世中よりの

人のそしりを恐

きもしく道こそなけれ世を捨て山に入る

なれくるのもたのしき方のなきこゝろ

ゆくらん

又一説小世をのがれたのしきこゝろと和歌道をこそ

世をなつかしおもふ山の奥たにも花咲鳥なく世小

たゞ和歌をかくらんもたのしき世小住ふ人心ふ

かくこゝろ世中も山中も和歌を云つなり

詞奇の千載集撰ばる時和歌ばかりこそ

しらるゝ此道ばかりなれとみな天子迄ほめ

俗新ばかりにて古く評ばかりし撰者の奇なす

なくなりて叡慮以後後鳥羽の院の別勅小

て詞奇の千載集に入られたるなり奇わ

万沼詞奇をこそ為

藤原俊成卿

頭辺男従五位下大宰大弐宮前

[illegible]

[illegible]

[illegible]

実名云五男

藤成―豊澤―林雄

秀郷―千常―文脩

文行―公光―公清

季清―康清―義清

西行法師

俗名義清 祖父藤原ノ康清子秀郷ヨリ八世ノ孫也法名円位大系圖日号大宝坊後改西行

鳥羽院下北面也有職問答云下北面ハ諸家侍補之賢

東五位ハ持衣美貫六位ハ褂袴也褂アフトヨムスウウ袴

是ヲ書シ

歌ばかりにあらず

[illegible]

俊海阿闍利ハ俊成卿ノ才也寂蓮

成々ノ才也寂蓮

法師俊成々ノ嫡而

為猫子

心才俊海ノ子也時月記委建仁二年七月廿日逝去

新古今才五枝下

寂蓮法師

俗名定長俊成卿猫子實ハ俊成

[illegible]

亦見様林

山家秋夕ト之

[illegible]

具平親王―師房―師澄―師忠―俊澄―女

源俊隆女別當ノ女官也其所々別當ノ心也物ヲ司ル職ノ名トハ御定殿別當ナト也但唤名ヲ何別當ナトハ申ハ大納言殿ナト男ノ官ノ付テモ唤来ル又仙洞ニテ別當ノ房ト申カ内裏ニテ勾當内侍ト同事ノ中務ノ房ノ女官トノ或国ノ名ナトヲモヨフ

人皇嘉門院ハ法性寺ノ入道関白忠通ノ女（母大納言宗通女）名聖子

宗徳院ノ后近衛院ノ准母

[illegible]

式子内親王 後白川ノ第三ノ皇女前ノ斎院

七十七代 後白川院 七十八代 二条院 七十九代 六条院 准三宮 崔斉院ト申 新古今二ハ声ニヨニスノリイコウ

ヒメミコトヨムナリ

高倉院 殿冨門院 式子内親王

七十代 安徳天皇

八十二代 後鳥羽院

八十三代 土御門院

八十四代 順徳院

後白河院 鳥羽第四皇子 在位三年 二条院 第一宮 在位七年 安徳 天皇 第一皇子母清盛女 在位三年於長門壇浦 高倉院 第三ノ宮 在位十二年 後鳥羽院 第四宮在位十五年六十七ヲ崩ス 殿冨門院 第一ノ皇子 建久三年配流隠岐国 土御門院 第一宮在位十二年 三十七ヲ崩ス 式子内親王 第三皇女 (ハ六条御門斎院又ハ堂斎院ト申) 順徳院 第二宮在位十二年四十六歳崩 建久三年配流佐渡国配所ニテ崩 五十五才十二歳

[illegible]

殿冨門院大懺

殿冨門院ハ後白河第一皇子大炊

ハ信成カ女一説崔然相ハ世之孫崔原在良女ト云

見えいやなる小野篁海に入る神の事なれば
小野の人臣列仙伝那也 呉小野子云ひ
なく仙術や小野子つくりけるとぞ
海云のこのひとりをもてこれをめるなり
あれ我子孫の神をこそもてこなさんと
おもひんかりこれをこそ
こるに道つくりぬるとのこと四のるて
師匠に対面たるかとて
喜ぶ也 新古今後鳥羽の帝
[illegible]
[illegible]の
[illegible]の
[illegible]の
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

アウノメテタキニヨリテ

ツミキユヘニキ

後鳥羽院ノ勅宣故物語の通家後世ハ物語ハ物語ハ又ハ物語

故ハタケラ宗トシテ結

法ヲカケタリトソ

[illegible]

毛詩云蟋蟀入我床下ト云云

二條院後撰

頼政二女二条院ハ後白川ノ才一皇女

清和天皇貞純親王注基綱仲頼光頼綱ノ仲正

頼政ノ仲綱ノ女

頼行ノ女

寿石恵後ノ仲平に[illegible]

[illegible]

義家―為義―義朝

頼朝―頼家―実朝

鎌倉右大臣

実朝ハ也頼朝ノ二男母八平時政女

二位尼政子也義家為義義朝頼朝頼家実朝

世の中とは常なれども海士の小舟の綱手かなしも

撰集抄ニハ源の頼朝と書き奇特の事なり

定家ハ三人の才

上手

常盤井相国

衣笠内府

鎌倉右大臣

雅経ハ定家ノ門才

参議雅経

刑部卿 頼経ノ二男飛鳥井ノ祖詠歌鞠二道ヲ従三位

ニテ何ノモ二条家ニ

新古今才五秋下

新古今撰者ノ内 仲実忠教頼輔 頼経 宗長 刑部卿 従三位 家隆流蹴鞠

一説此時ハ堅田若宰相雅経 従三位飛鳥井流

ハリケシ懸紙ヲ三行

五字ニカハ計カリ

アルカシムナリテカ

ラナリ平ハ平リコ

ニカ成作意アリ

考タラヲノメル紫

ハサハナクテスカメ

スラリトシタルニコ

ヘラルヽト

法名人記ヲ

以衣 覆之ト妙

十載才十七詣中

日遷化七十一歲

花ノ下ノ心慈円 法性寺関白道忠ノ三男慈円ハ

御名京人慈法ハ和尚号又号三吉水和尚本諱道快叡山十二代

座主也減後十三年後鑑号慈鎮和尚嘉禄元年九月廿五

経ニ有義ノ口ヲ

抑ト侍教ノ奇

ヨリ山ノ名トナリ中

と二六時中ノ

我ヲ抑ノ

延喜聖代の名残なほ消えず
[illegible]
[illegible]
[illegible]

也出家八月永九十月十日七十歲　天福元癸巳　延二癸巳年八十一歲　七十一歲也　仁治二年
八月九日薨八十歲從二位新古今撰者隨一五人內又
後鳥河院ノ勅ニ依テ新勅撰ノ集撰ス
新勅撰ノ二巻三
ひぬ人ぬきん所の爲の名ぬ小ぬ〳〵やそ〳〵ぬの身ちぬ
ちをの秘所の爲ん松帆浦と書たまつとちをしん所つ
万葉の經ニ所小松帆の爲の紀なきを小ちをしつ
きをりはやきつけ所ちやつ松帆浦を法師の
名ぬ之の所の爲ぬ小きをてちをれ法之ぬ小風ぬ
きをぬ小ち所のこをる人ぬ所ぬの爲と之る必ちのを
りはあちをしを連をふをひの切なる心けつ小あり名ぬ
名ちをき紀ぬつと秘紀ぬちを法風ちぬたやをなをを
ぬ小はこを人ぬ小ぬ所ぬ之ひのちをちをちを又ち

ちをを小浦ぬを小燒烟ぬ一入を所ぬちを紀ぬを所ぬ
我ぬををひのちをひの烟ぬをを法ぬををやををひのをを
ぬ小ぬをれぬちをを名ぬをををはをちをちをを所つけつ
ぬを一ちをを心ぬをを小一一所ぬを之ぬ所ぬをを紀
ぬを　所ぬちを人所を実義ぬ小ぬ撰ぬ小ぬをれぬを
小ぬ所ぬ所ぬ紀ぬ実義ぬちを所ぬ所ぬ紀ぬを
ぬ定ぬ所ぬを実義ぬを所ぬ所ぬを所ぬを紀ぬを所ぬ
ををちをを小ぬを人ぬ所ぬ松帆の爲の所ぬ所ぬ所ぬ
を所ぬ人ぬ新ぬををを所ぬを実義ぬ紀ぬ所ぬ
ちをれぬを所ぬを所ぬを所ぬを所ぬを紀ぬ実ぬを
ぬを所ぬををを三定ぬを所ぬの心ぬを所ぬを所ぬ
ぬちをを小ぬを所ぬを所ぬを秘紀ぬを

利基子
長門弥中納言
の弟備前惟正を為頼

伊祐―頼成―清紀―

清隆―光隆―家隆―隆祐

従二位家隆

俗名中納言
光隆二男本名雅隆新古今撰者五人の内後成門弟の才一と云云歌道法師の奪也嘉
禎三年四月卒八十歳定家卒八十六代四条院同代延応
二年より三年前なり

新勅撰才三度

俗名中納言
光隆二男本名雅隆新古今撰
者五人の内後成門弟の才一と云云歌道法師の奪也嘉
禎三年四月卒八十歳定家卒八十六代四条院同代延応
二年より三年前なり

俗名中納言
光隆二男本名雅隆新古今撰
者五人の内後成門弟の才一と云云歌道法師の奪也嘉
禎三年四月卒八十歳定家卒八十六代四条院同代延応
二年より三年前なり

新勅撰才三度

順徳院

後鳥羽院第三ノ皇子在位十一年歳久
二年譲位同年七月九日奉移佐渡国仁治三年九月十
二日崩四十六歳於佐渡国崩

続後撰第十八雑下

[illegible]

一 三条西称名院右大臣公條公 仍是入道御法名此一部を治世叛
民心有と云々 哉ハ為成のたゝしき事 右の通之

御堂関白道長五男

- 為世
  - 光厳院建武五年八月五日薨 大納言号御子 左中将
- 為定
  - 後光厳延文五年卒 権大納言 母菊
- 為道 母菊
  - 後伏見正安元五月五日卒
- 為實
  - 花園院母人
- 為嗣
  - 花園院母人

長家 — 忠心家 — 俊忠 — 俊成 — 定家 — 為家

- 為藤 — 為忠
  - 後小松院永六年 八月十八卒
- 為明
  - 後光厳貞治二年九七 薨中納言
- 為氏 — 為世
  - 法名明叔 母宇佐頼綱女
  - 後宇多弘安九九十四年 号二条大納言法名覚阿
- 為道 — 為定 — 為遠 — 為俊
  - 為定 母菊
  - 為遠 左中将早世
  - 為俊 後円融院永和元 八廿七卒
- 為實
- 為冬 — 為重
  - 建武二年 作于今義討死
  - 後小松至徳二年二月十五 為敵被害
- 為嗣
- 為教
  - 京極中将 後宇多弘安二年五月廿四日薨 五十四歳
- 為兼
  - 大納言母人 花園院正和四年十月廿日 謀反流佐渡于時嘉元元年 赦免

- 為相
  - 中納言正二位 冷泉母阿仏
  - 後光厳応安 五六十一卒
- 為秀
  - 後小松応永廿 正廿五年
- 為尹 — 為之 — 為富 — 為廣
  - 為尹 左中将
  - 為之 後花園永享 十一月五卒
  - 為富 後土御門明応 六年任大納言
  - 為廣 後柏原大永 六卒大納言 三条人
- 為成
  - 後円融 三年於鎌倉 卒
  - 光明院
- 為邦
  - 後円融
- 為顕
  - 法名明覚
- 為守
  - 法名後光 母阿仏

私云右定家卿子孫系圖以諸書考之亦以言塵集記尤

○俊成―定家―為家（入道 氏教ト）

哥道相傳血脉次第人麿貫之妙傳基俊

二条 大納言二見ト

為氏

為教（京極中将）―為兼

為頭 明覚

為之

冷泉 中納言正二位 為相 為家 為守 明徳元永ノ比 為秀 為平

為相 為守 為秀 為平 為之 為教 為頭

後光厳院応安四二月今川入道貞世遠征西九州 癸肥後義弘ヲ薩州島津氏攻孝令戦其後応永三年西国平均而故善貞享元年ニ二百十四年

今川了俊 言塵作者 貞世

為孝

後亦良院天文十二年卒

持為―政為

為富―為廣―為和―為益 正親町院永禄三年五十七歳

為豊

後亦良院天文十八年卒

正親町院 永禄三年五十七歳

後光厳院 応安四二月今川入道貞世遠征西九州 癸肥後義弘ヲ薩州島津氏攻孝令戦其後応永三年西国平均而故善貞享元年ニ二百十四年

明叔 為世―為藤（戸部）―為明

此時断絶シ侍ト哥道ノ傳受ハ為世ヨリ影円ノ傳ヨリ相続之

貞享元年ニ二百余年 花山院後光厳院之比法師和哥四天王ト云

為尋（ヒヨリ 影円 傳受）―経賢―尭恵―尭孝

常緑―宗祇（西三条実隆ニ）―道遥院―称名院（公條ニ）

杜丹花―満往治（瑞傳受 青良傳受）

実枝 二光院―云昔（細川幽斎）

初名実澄亦号実世亦号実延

常緑（百五 後伯原院北曰事野列和哥達者下野守益之子也 貞享元年ニ二百五十年余）

宗祇 後伯原院文亀二年七月晦日於箱根湯本卒八十二歳紀州人飯尾氏也貞享元年ニ二百八十三年

三光院實枝嫡男円智院公国若死此嫡男実條七歳依
之細川兵部大輔藤孝古今傳預朝鮮陣討死覚束爲九条
廣古今傳箱預之事田邊城中軍中ニ陣引止三條実條光
廣ヘ勅宣来信昌法印帰傳等之事流布抄物見事
出陣前光廣ヘ古今傳箱預玉ヲ吹出畢

実條ヘ傳受早而出畢

明和四丁亥年冬十有一月吉日

44099
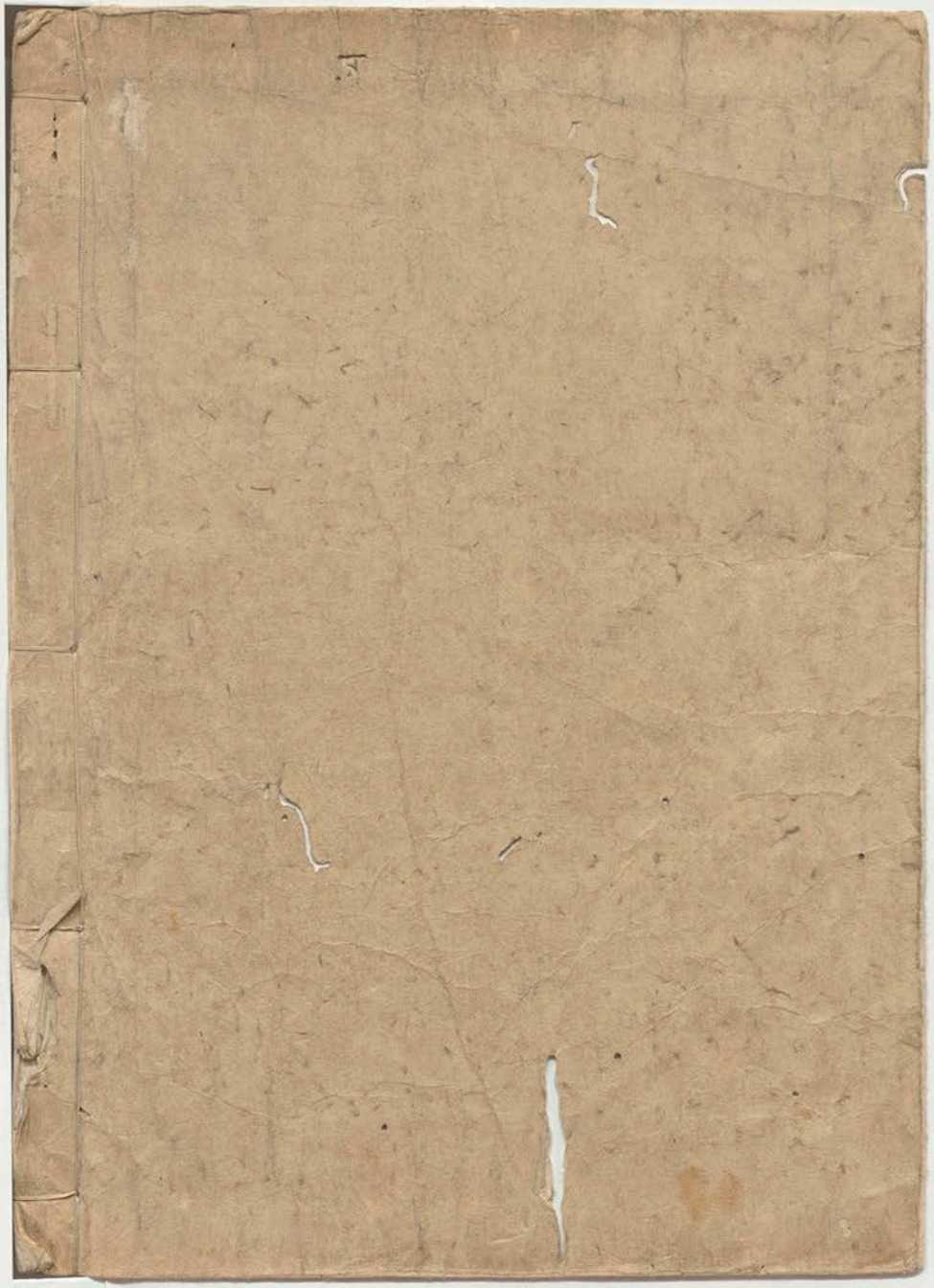
鈴見学園短期大学図書館
☎203(942)1368
0010381333